

尼崎市PR動画作成業務仕様書

1 件名

尼崎市PR動画作成業務

2 目的

第6次尼崎市総合計画では「ありたいまち」の実現に向けて、さまざまな施策を連携させ、時宜にかなった取組を重点的に展開していくこととしており、そのための4つの主要取組項目の1つに「魅力向上・発信」がある。ここでは「イメージの向上によるシビックプライドの醸成」として、誰もが気持ち良く暮らすことができるまちの実現に向けて、自転車の運転、ごみの分別、ポイ捨て、喫煙など、ルール、マナーに対する理解と意識の向上に向けた取組を、また向上している学力や治安などの実態とイメージのギャップを解消するとともに、まちへの誇りと愛着を高めるため、魅力創造と発信を一体的に取り組むシティプロモーションを推進することとしている。

これまででも、まちの魅力を高めるための様々な事業を実施するとともに、教育や治安・マナーの向上などマイナスイメージの払拭のための課題解決に取り組んできており、これらの情報発信については、主に市報、ホームページ及び各SNSにより鋭意努めてきたが、こうした従来の発信に加え、より効果的かつ戦略的にまちの魅力や施策について子育てファミリー世帯を中心に発信するため、令和5年度～7年度にかけてイメージ向上に資する動画作成を行ってきた。

令和8年度からは、多様化する動画配信環境の状況を踏まえ、これまで作成してきた長さ5分程度の横長動画に代えて、より短時間の縦長動画（いわゆるショート動画）の作成に転換して情報発信を行っていくものとする。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

なお、本業務の適正な履行が確認されるとともに当該業務に関する予算が成立した場合、その範囲内で、令和9年度から令和10年度末まで、尼崎市の会計年度ごとに、令和8年度受託事業者との随意契約の締結を可能とする。

【参考：スケジュール】

概ね、毎月1～2本の動画を作成することを想定している。詳細は本市と受託者が協議の上決定する。

4 業務内容

まちの魅力や市の施策を、動画を活用して戦略的に発信することで、本市のイメージ向上につながるような提案とすること。

(1) 動画の企画

効果的な企画を複数案提示すること。また、月1回程度、本市と受託者で企画会議を実施し、企画案の協議や台本調整などを行うこと。会議は対面での実施を基本とするが、議題などに応じて、本市が認める場合はオンラインも可とする。

(2) 動画の作成

下表の規格・本数の動画作成について、必要な事前調整、準備、使用素材（内容を説明する資料等）の作成、撮影、編集等の一切の作業を行うこと。撮影に際しては、必要な許可を得ること。また、必要に応じてロケハンを行うこと。

作成本数	動画の長さ	動画の規格
20本以上	概ね30～60秒	<ul style="list-style-type: none">・MPEG4形式・縦横比 9：16・サイズ 1080×1920（フルハイビジョン）

なお、作成にあたっては次の点に留意すること。

ア 撮影時間について

動画1本あたりの撮影時間は原則2時間以内を想定している。超過することがある場合、委託業務全体の撮影時間の平均が1本あたり2時間以内となるよう、本市と受託者の間で調整するものとする。

イ 出演者について

本市と受託者で協議のうえ、基本的には費用の掛からない範囲で選定するものとするが、受託者がそれぞれの企画に最適と考える出演者を提案することに差支えはない。ただし、費用が必要な場合は本業務の委託料に含むものとし、また委託期間終了後も継続して動画を公開するにあたって別途の費用を発生させないこと。

ウ 字幕やテロップの挿入について

音声による情報と同等の情報を、字幕やテロップの挿入により取得できること。

エ 素材提供について

必要に応じて本市が提供する素材（映像、資料）を活用して動画を制作すること。

オ 編集期間について

撮影から納品まで30日以内、編集期間中の動画内容の校正は2回、を原則とする。

(3) その他

ア 作成する動画については、企画会議で本市と受託者が協議して決定するが、一定程度パターン化したシリーズものの動画と単発動画の両方を規定の本数内で作成することを想定している。

イ 動画の配信プラットフォームについてはYouTube(尼崎市公式YouTubeチャンネル)を想定している。より効果的な情報発信のために他のプラットフォームへの掲載を追加提案する場合は、そのプラットフォームでの運用方法を含めて提案すること。

5 成果物

本業務の成果物として、次のものをDVD等で2部納品すること。

(1) 動画データー式

(2) サムネイル画像一式 (JPEG形式。各配信プラットフォーム用)

6 業務場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

(1) 尼崎市 秘書室 広報課（尼崎市東七松町1丁目23-1）

- (2) 受託者の所在地
- (3) 尼崎市が指定した場所

7 実施体制

本仕様に定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。体制を変更する必要が生じた場合には、事前に承認を得ること。

8 契約に関する条件

- (1) 支払条件
業務完了後、適法な請求があった日から30日以内に一括払。
- (2) 成果物に関する事項
尼崎市が当該委託事業に基づき、依頼した成果物に係る著作権は全て尼崎市に帰属する。
- (3) 著作権・著作隣接権などの使用許諾
画像や映像、音楽、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材または必要な処理手続きを行った素材を利用すること。また、動画配信プラットフォームでの配信に影響のないものを利用すること。
なお、本市の求めに応じて、その利用を許諾等されていることを証明すること。
- (4) 契約保証金
契約締結時に尼崎市契約規則に基づき、所定の手続きを行うこと。

9 提出書類

受託者は、契約締結後又は業務完了後速やかに、次の資料を作成し、尼崎市に提出、検査を受けること。

なお、各書類の書式については、別途、協議を行うものとする。

- (1) 業務計画書（契約締結後）
- (2) 業務完了届（業務完了後）
- (3) その他、尼崎市が必要と認める書類（契約締結後・業務完了後）

10 準拠する法令等

受託者は、本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

- (1) 尼崎市財務規則（尼崎市公営企業局会計規程）
- (2) 個人情報保護法等その他関連法令及び条例

11 法律の厳守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、委託者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。
なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、

成果等を委託者の許可なく使用又は、利用してはならない。

12 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行つた、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

13 留意事項

- (1) 著作権
 - ア 受託者が本仕様書に基づいて作成したすべての成果物の著作権は尼崎市に帰属するものとする。成果物が第三者の著作権その他権利を侵害しないものであることを保証すること。
 - イ 受託者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が尼崎市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において解決すること。
- (2) 業務実施上の条件
 - ア 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、備品、事務消耗品等、業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。
- (3) その他
 - ア 業務実施にあたっては、事前に尼崎市と協議すること。
 - イ 業務実施においては、選定時の企画提案内容を遵守すること。
 - ウ 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、互いに協議を行い必要な措置を行うこと。
 - エ 事業実施にあたっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A等及び委託者の指示に従いながら進める。
 - オ 委託者は、事業の実施状況について、報告を求めることができる。
 - カ 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、互いに協議を行い必要な措置を行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項等については別途協議をする。

14 連絡先

尼崎市秘書室広報課

尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話：06-6489-6021 ファクス：06-6489-1827

以上